

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査、指定・変更の届出等にかかる
基本事項について
(通年資料)

令和8年6月作成

佐世保市保健福祉部指導監査課

資料を読むにあたっての留意点

本資料は、基本的に障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業における共通した内容です。

表記等は障害福祉サービス等の用語で表現していますが、障害児通所支援事業の内容も包含していますので、障害児通所支援事業者におかれましては、以下のとおり読み替えをお願いします。

ただし、各々のサービスに特化した内容については、以下の表記とします。

- ➔ 障害福祉サービス等・・・(者)
- ➔ 障害児通所支援事業・・・(児)

【読み替え】

- 障害福祉サービス事業者・・・障害児通所支援事業者
- 自立支援給付対象サービス等・・・障害児通所支援事業
- 自立支援給付・・・障害児通所給付
- 介護給付費・・・障害児通所給付費
- サービス管理責任者・・・児童発達支援管理責任者
- 個別支援計画・・・通所支援計画

目次・主な根拠法令等

▶目次

※本資料の共通内容部分に関しては、「障害福祉サービス等」に「障害児通所支援事業」の内容を含む

1	指導監査について	P. 5～P. 9
2	障害福祉サービス等事業者に対する指導について	P.10～P.28
3	障害福祉サービス事業者の指定・変更の届出等	P.29～P.44
4	オンライン申請について	P.45～P.50
5	その他重要事項	P.51～P.59

目次・主な根拠法令等

▶主な根拠法令等（障害福祉サービス等）

1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

▶主な根拠法令等（障害児通所支援事業）

1	児童福祉法
2	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

※各基準について、本資料の中では「基準省令」と呼びます。